

事務連絡
令和4年5月12日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター理事長 殿
一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会理事長 殿
全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会理事長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

旅館・ホテル営業に係る貸付けについて

標記について、別添のとおり、株式会社日本政策金融公庫宛て通知したので、この旨御了知の上、貴管下関係団体等に情報提供をよろしくお願いします。



財 政 第 1 9 1 号
生 食 発 0 5 1 2 第 1 号
2 0 2 2 0 5 1 1 中 庁 第 6 号
令 和 4 年 5 月 1 2 日

株式会社日本政策金融公庫 代表取締役総裁 田中 一穂 殿

財務省大臣官房総括審議官 小野 平八郎
厚生労働省大臣官房
生活衛生・食品安全審議官 武井 貞治
中小企業庁長官 角野 然生

旅館・ホテル営業に係る貸付けについて

新型コロナウイルス感染症の影響から、経営の持ち直しの動きも見られるものの、依然として厳しい状況に置かれている事業者が数多く存在する中、事業者への資金繰り等の支援と感染拡大防止の両立に着実に取り組んでいただいていますことに感謝申し上げます。

標記に関しては、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第6項第4号に規定されている「店舗型性風俗特殊営業」の要件に該当しているホテル・旅館及びこれと同様とみられるホテル・旅館（以下「ラブホテル等」という。）について、「営業の実態等からみて社会的批判を受けるおそれがある営業」として貸付けを行わないこととされているところです。

一方で、旅館・ホテル営業における善良風俗の保持を図るため、従来より、所管行政庁の指導等に基づき、上記の営業を行う者がラブホテル等から一般のホテル・旅館（以下「一般ホテル等」という。）へ構造設備の改修等営業形態を転換することが明らかな場合は、貸付けの対象になるとされています。加えて、いわゆる「レジャーホテル」や「ラグジュアリーホテル」など（以下「レジャーホテル等」という。）の名称で、外国人の宿泊や女子会など、異性の同伴以外の利用も含めた複合的な利用形態を想定している宿泊施設についても、施設ごとにその構造設備や営業実態に応じて貸付け対象となるか否かについて、適切にご判断いただいているものと承知しております。

その中で、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している中、事業転換等に取り組むレジャーホテル等が貸付け対象となるか否かの判断にあたって留意すべき事項について、下記の通り明確化することとしますので、よろしくお取り計らいください。

記

1. 風営法第2条第6項第4号に規定する「専ら異性を同伴する客の宿泊（休憩を含む。）の用に供する施設であること。」については、新型コロナウイルス感染症の影響により営業転換をしているかどうかも含め、施設ごとにその構造設備や営業実態を確認すること。
2. ①「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令」（昭和59年政令第319号）第3条第1項に定める施設、②同令第3条第2項又は第3項に定める構造又は設備を有する個室を設ける施設については、現時点では「ラブホテル等」であっても、「一般ホテル等」に転換されることの確実性を確認すること。
3. 事業者の主たる事業が「一般ホテル等」であって、兼業で「ラブホテル等」を営む場合など、「一般ホテル等」の事業に必要な資金については貸付け対象となり得る場合があるため、事業者の営業実態をよく確認すること。